

2014年12月

三島市長  
豊岡 武士 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点に付き、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

2014年12月

富士宮市長  
須藤 秀忠 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点につき、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

2014年12月

磐田市長  
渡部 修 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点につき、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

2014年12月

焼津市長  
中野 弘道 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点に付き、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

2014年12月

掛川市長  
松井 三郎 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点につき、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

2014年12月

藤枝市長

北村 正平 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定に関する要望書

これからの消費者教育の推進に向けて、以下の点につき、ご尽力賜りますよう、要望いたします。

#### 要望

消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を行っていただきたい。

尚、実施に当たっては我々もできる限りのご支援をさせていただきます。

#### (理由)

消費者教育推進地域協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定ですが、ご承知の通り2012年の消費者教育推進法が制定され、消費者教育推進地域協議会の設置並びに消費者教育推進計画の策定は各自治体の努力義務になっております。2013年度には推進法に沿った基本方針が策定され、消費生活センターは消費者教育の拠点としての整備が期待され、消費者教育コーディネーターの育成、活用も課題となっております。このような中で静岡県は全国でもいち早く消費者教育推進計画を策定し、静岡市、浜松市では地域協議会が設置され、推進計画を策定中です。また沼津市でも沼津市消費者教育の在り方検討会を設置し、消費者教育推進計画に向けて動き出しております。

消費者教育推進地域協議会の設置は、これまで市内で行われてきた消費者教育の取り組みを掘りおこし、改めて体系的に位置づけた上で、今後、どのように消費者教育を推進していけば良いのかを把握する契機となりますし、消費者教育推進計画は、関係する庁内機関や外部関係者との位置づけを明確にし、具体的な目標と進め方を内外に明らかに出来るという意義があります。

財政事情等、色々な課題があるとは存じますが、社会的に「自立」が要請されている中で、日々外から購入し、消費しなければ生きていけない消費者の自立を支援する消費者教育の推進も大きな課題です。ぜひ前向きにご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

## <参考>

### 『消費者教育地域協議会設置』（消費者教育推進法20条）

都道府県及び市町村はその区域における消費者教育をするために、消費者・消費者団体、事業者・事業団体、教育関係者、消費者センターその他当該自治体関係機関をもって、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努力しなければならない。

### 『地方公共団体の役割』（基本方針2（1） 地方部分の抜粋）

国及び地方公共団体は、推進法第3条の基本理念にのっとり、関係機関との連携・協働の下に、消費者教育推進の施策を実施することが責務とされており、地方公共団体においては、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の人口規模や構成などの社会的状況や、産業構造などの経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施することとされている。

消費者一人一人に対して、あまねく消費者教育の機会を提供していくためには、住民に身近な行政を総合的に実施する地方公共団体において、地域特性に応じた手法や内容により、消費者教育が行われる必要がある。

具体的には、地方公共団体においては、地域特性に応じた消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進のための各種施策の実施に自主的かつ自立的に取り組み、国においては、制度的な枠組みの構築のほか、先進的な取組情報を集約し、各地方公共団体等に提供する。特に消費者教育推進計画策定や消費者教育推進地域協議会設置のための取組に対する情報提供や相談対応などの支援を行い、地域における取組が更に進展するように継続的な情報提供を始め必要な施策を実施する。

### 『消費生活センター等における消費者教育の推進・拠点化』（基本方針3（2））

自立した消費者を育成するためには、地域においても消費者教育に取り組むことが重要である。例えば市町村等の消費生活センターは、消費者被害の救済だけではなく、商品・サービスの基礎知識や契約知識について情報を発信する役割を担うことで、地域の消費生活を支え、情報発信の業務の一環として啓発活動をしている。また、公民館、図書館を始めとする社会教育施設においては、地域の人々に身近な学習や交流の場として、消費者問題に関する普及・啓発を実施するなど大きな役割を果たしている。これらの取組を継続していくとともに、一層推進していくことが求められる。

この件につきましてお問い合わせ先は  
消費者問題ネットワークしずおか 事務局  
(静岡県生活協同組合連合会 内)  
成田までお願いします  
〒420-0031 静岡市葵区呉服町1丁目3-14  
YS 静岡呉服町ビル 8階